

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 社団仁井谷医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 主たる事務所：広島県呉市音戸町高須3丁目7番2号

従たる事務所：広島県呉市中通2丁目8番18号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2年10月22日

(4) 設立登記年月日 平成 2年11月 6日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	仁井谷 学	にいたにクリニック 管理者
理 事		
同		
同		
同		
同		仁井谷医院 管理者
監 事		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	仁井谷医院	広島県呉市音戸町高須3丁目7番2号	無床
病院	にいたにクリニック	広島県呉市中通8丁目8番18号	一般病床 11床 療養病床 8床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
サービス付き高齢者向け住宅 アネモネ	広島県呉市中通2丁目8番18号	
居宅介護支援事業所 アネモネ	広島県呉市中通2丁目1番26-302号	
訪問看護ステーション アネモネ	広島県呉市中通2丁目1番26-302号	
訪問介護事業所 アネモネ	広島県呉市中通2丁目8番18号	
デイサービス アネモネ	広島県呉市三条3丁目6番18号	
にいたに ゆめのおか保育園	広島県呉市中通2丁目1番24号 ガレンビル1階	
デイサービス くれまちす	広島県呉市中通2丁目2番23号	
介護人材等の育成の為に研修及び教育事業	広島県呉市中通2丁目1番24号 ガレンビル1階	
配食サービス提供事業	広島県呉市中通2丁目8番18号	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月 29日 令和2年度決算の決定

令和 4年 4月 15日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

様式 2

法人名 医療法人 社団仁井谷医院
所在地 広島県呉市音戸町高須3丁目7番2号

※医療法人整理番号 2795

財 産 目 録
(令和 4 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	1,327,743 千円
2. 負 債 額	961,173 千円
3. 純 資 産 額	366,570 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		499,584
B 固 定 資 産		828,159
C 資 産 合 計 (A + B)		1,327,743
D 負 債 合 計		961,173
E 純 資 産 (C - D)		366,570

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土	地	(□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建	物	(□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式 3 - 1

法人名 医療法人 社団仁井谷医院
所在地 広島県呉市音戸町高須3丁目7番2号

※医療法人整理番号 2795

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	499,584	I 流 動 負 債	43,368
現金及び預金	239,294	買 掛 金	10,971
事業未収金	163,542	未 払 金	19,063
有 価 証 券		未 払 法 人 税 等	70
た な 卸 資 産	11,964	未 払 消 費 税 等	4,077
前 渡 金		預 り 金	263
前 払 費 用	4,985	その他の流動負債	8,924
繰延税金資産			
その他の流動資産	79,799		
II 固 定 資 産	828,159		
1 有 形 固 定 資 産	779,133		
建 物	450,802		
構 築 物	3,069		
医療用器械備品	22,490		
その他の器械備品		II 固 定 負 債	917,805
車両及び船舶	14,354	長 期 借 入 金	896,469
土 地	147,263	その他の固定負債	21,336
建設仮勘定			
その他の有形固定資産	141,155		
2 無 形 固 定 資 産	10,107		
借 地 権		負 債 合 計	961,173
ソフトウェア	8,657	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	1,450	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	38,919	I 資本金	10,000
出 資 金	210	II 利 益 剰 余 金	356,570
長期貸付金		当期末処分利益	356,570
保有医療機関債			
その他長期貸付金		III 評価・換算差額等	
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産	38,709	純 資 産 合 計	366,570
資 産 合 計	1,327,743	負債・純資産合計	1,327,743

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 社団仁井谷医院
所在地 広島県呉市音戸町高須 3 丁目 7 番 2 号

※医療法人整理番号 2795

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,303,530
2 事業費用		
(1) 事業費	144,071	
(2) 本部費	1,137,444	1,281,515
本来業務事業利益		22,015
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		22,015
II 事業外収益		
受取利息	11	
その他の事業外収益	48,606	48,617
III 事業外費用		
支払利息	6,807	
その他の事業外費用	1,108	7,915
経常利益		62,717
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	1,120	1,120
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	93,000	93,000
税引前当期純損失		29,163
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等調整額		141
当期純損失		29,304

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団仁井谷医院
理事長 仁井谷 学 殿

私は、医療法人社団仁井谷医院の令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月 29日
医療法人社団仁井谷医院
監事